

## 新旧対照表

## 世田谷区立健康増進・交流施設条例

新	旧
<p>世田谷区立健康増進・交流施設条例</p> <p>平成24年3月6日 条例第8号</p>	<p>世田谷区立健康増進・交流施設条例</p> <p>平成24年3月6日 条例第8号</p>
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、及び生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立健康増進・交流施設(以下「健康増進・交流施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 健康増進・交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 世田谷区立健康増進・交流施設</p> <p>(2) 位置 東京都世田谷区池尻二丁目3番11号</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 健康増進・交流施設の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 交流室</p> <p>(2) 多目的室</p> <p>(3) 会議室</p> <p>(4) 娯楽室</p> <p>(5) 運動室</p> <p>(6) 食堂</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 健康増進・交流施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月の第3日曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで</p> <p>(3) 12月28日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 健康増進・交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、及び生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立健康増進・交流施設(以下「健康増進・交流施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 健康増進・交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 世田谷区立健康増進・交流施設</p> <p>(2) 位置 東京都世田谷区池尻二丁目3番11号</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 健康増進・交流施設の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 交流室</p> <p>(2) 多目的室</p> <p>(3) 会議室</p> <p>(4) 娯楽室</p> <p>(5) 運動室</p> <p>(6) 食堂</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 健康増進・交流施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月の第3日曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで</p> <p>(3) 12月28日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 健康増進・交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p>

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(事業)

第6条 健康増進・交流施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区民に健康増進の場及び機会を提供すること。
- (2) 健康増進・交流施設の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。
- (3) 区民に介護予防及び生きがい活動(高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。))が主体的に集まり、その知識及び経験を生かしたボランティア活動等を通して生きがいを持ち、及び地域社会とのかかわりを保持するための活動をいう。)の場及び機会を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康増進・交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(使用することができる者の範囲)

第7条 健康増進・交流施設の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長(第19条の規定により健康増進・交流施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。))を含む。次条(第2項第4号を除く。)、第9条、第10条、第18条及び別表第1において同じ。)が認めるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第12条第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。

(使用の手続等)

第8条 施設等(食堂を除く。以下この条及び次条において同じ。)を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

3 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(事業)

第6条 健康増進・交流施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区民に健康増進の場及び機会を提供すること。
- (2) 健康増進・交流施設の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。
- (3) 区民に介護予防及び生きがい活動(高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。))が主体的に集まり、その知識及び経験を生かしたボランティア活動等を通して生きがいを持ち、及び地域社会とのかかわりを保持するための活動をいう。)の場及び機会を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康増進・交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(使用することができる者の範囲)

第7条 健康増進・交流施設の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長(第19条の規定により健康増進・交流施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。))を含む。次条(第2項第4号を除く。)、第9条、第10条、第18条及び別表第1において同じ。)が認めるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第12条第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。

(使用の手続等)

第8条 施設等(食堂を除く。以下この条及び次条において同じ。)を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

3 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。
- (2) 会議室の使用に係る使用料又は交流室、多目的室、娯楽室、運動室(以下「交流室等」という。)若しくは食堂の利用に係る利用料金を納付していないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

(使用の条件)

第9条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。

(承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

(使用料)

第11条 会議室の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料から減額し、又は免除することができる。

- (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
- (2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。第6号において同じ。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額
- (3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額
- (4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。))をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

- (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。
- (2) 会議室の使用に係る使用料又は交流室、多目的室、娯楽室、運動室(以下「交流室等」という。)若しくは食堂の利用に係る利用料金を納付していないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

(使用の条件)

第9条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。

(承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

(使用料)

第11条 会議室の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料から減額し、又は免除することができる。

- (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
- (2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。第6号において同じ。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額
- (3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額
- (4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。))をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。区長が相当と認めた額 (使用料の還付)</p> <p>第13条 区長は、使用料を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (施設等の変更禁止等)</p> <p>第14条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)</p> <p>第16条 健康増進・交流施設を使用する者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償)</p> <p>第17条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等)</p> <p>第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康増進・交流施設の使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p> <p>2 健康増進・交流施設を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第19条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に健康増進・交流施設の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第20条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める</p>	<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。区長が相当と認めた額 (使用料の還付)</p> <p>第13条 区長は、使用料を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (施設等の変更禁止等)</p> <p>第14条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)</p> <p>第16条 健康増進・交流施設を使用する者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償)</p> <p>第17条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等)</p> <p>第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康増進・交流施設の使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p> <p>2 健康増進・交流施設を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第19条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に健康増進・交流施設の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第20条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める</p>
---	---

書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、健康増進・交流施設の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認めたと認められた者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。

(2) 次条第1項各号に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。

(3) 健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(4) 健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第6条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務

(2) 健康増進・交流施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、健康増進・交流施設の管理を行わなければならない。

(利用料金等)

第22条 交流室等及び附帯設備の利用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第3、別表第4又は別表第5に定める額を限度としてあらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、学齢に達しない者(6歳以下の未就学の者をいう。)並びに小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者は、娯楽室の午前9時から午後5時までの利用及び運動室の午前9時から午後5時までの利用に係る利用料金の納付を要しないものとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項本文の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

3 回数券による利用に係る利用料金は、第1項本文の規定にかかわらず、当

書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、健康増進・交流施設の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認めたと認められた者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。

(2) 次条第1項各号に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。

(3) 健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(4) 健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第6条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務

(2) 健康増進・交流施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、健康増進・交流施設の管理を行わなければならない。

(利用料金等)

第22条 交流室等の利用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第3又は別表第4に定める額を限度としてあらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、学齢に達しない者(6歳以下の未就学の者をいう。)並びに小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者は、交流室の午前9時から午後4時30分までの利用、娯楽室の利用及び運動室の利用に係る利用料金の納付を要しないものとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項本文の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

3 回数券による利用に係る利用料金は、第1項本文の規定にかかわらず、当

該回数券を購入する際に納付しなければならない。

- 4 食堂を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、飲食物の料金(以下「飲食料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 5 飲食料金の額は、次の表に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

品目	金額
コースメニュー	15,000円
パーティーメニュー	10,000円
ランチメニュー	3,000円
料理単品メニュー	3,000円
喫茶メニュー	2,000円
アルコールメニュー	15,000円

- 6 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。  
(食堂の利用時間等)

第23条 第5条第1項の規定にかかわらず、食堂の利用時間は、同項に規定する開館時間内(同条第2項の規定により臨時に開館時間を変更した場合には、当該変更後の開館時間内)において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

- 2 前条第4項から第6項まで及び前項に定めるもののほか、食堂の利用に關し必要な事項は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。  
(利用料金の減免)

第24条 第12条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。  
(利用料金の還付)

第25条 第13条の規定は、利用料金の還付について準用する。  
(委任)

第26条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、健康増進・交流施設の公用開始の日は、区長が別に定める。

(平成25年4月1日=平成25年3月21日付 世田谷区告示第196号)

別表第1(第7条関係)

施設名	使用することができる者
会議室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有する高齢者で

該回数券を購入する際に納付しなければならない。

- 4 食堂を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、飲食物の料金(以下「飲食料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 5 飲食料金の額は、次の表に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

品目	金額
コースメニュー	15,000円
パーティーメニュー	10,000円
ランチメニュー	3,000円
料理単品メニュー	3,000円
喫茶メニュー	2,000円
アルコールメニュー	15,000円

- 6 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。  
(食堂の利用時間等)

第23条 第5条第1項の規定にかかわらず、食堂の利用時間は、同項に規定する開館時間内(同条第2項の規定により臨時に開館時間を変更した場合には、当該変更後の開館時間内)において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

- 2 前条第4項から第6項まで及び前項に定めるもののほか、食堂の利用に關し必要な事項は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。  
(利用料金の減免)

第24条 第12条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。  
(利用料金の還付)

第25条 第13条の規定は、利用料金の還付について準用する。  
(委任)

第26条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、健康増進・交流施設の公用開始の日は、区長が別に定める。

(平成25年4月1日=平成25年3月21日付 世田谷区告示第196号)

別表第1(第7条関係)

施設名	使用することができる者
会議室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有する高齢者で

	あること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所を有する者であること（施設の使用状況になお余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。）。）。	
	2 構成員の総数が5人以上であること。	
娯楽室	午前9時から 午後5時まで	個人
運動室	午前9時から 午後5時まで	15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をく。） （ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。）

別表第2（第11条関係）

種別	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
会議室A		800円	1,200円	1,200円
会議室B		800円	1,200円	1,200円
会議室C		600円	800円	800円
会議室D		240円	240円	240円

別表第3（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	3,300円
	日曜日、土曜日及び休日	3,900円
午後1時30分から午後5時まで	平日	4,460円
	日曜日、土曜日及び休日	5,250円
午後6時から午後10時まで	平日	8,500円
	日曜日、土曜日及び休日	10,000円

	あること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所を有する者であること（施設の使用状況になお余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。）。）。	
	2 構成員の総数が5人以上であること。	
運動室	15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）（ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。）	

別表第2（第11条関係）

種別	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
会議室A		800円	1,200円	1,200円
会議室B		800円	1,200円	1,200円
会議室C		600円	800円	800円
会議室D		240円	240円	240円

別表第3（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後4時30分まで		大人	200円
		高齢者	
		障害者	
午後6時から午後10時まで	平日		8,500円
	日曜日、土曜日及び休日		10,000円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前 9 時から正午まで	平日	3,300円
	日曜日、土曜日及び休日	3,900円
午後 1 時から午後 3 時まで	平日	2,550円
	日曜日、土曜日及び休日	3,000円
午後 3 時30分から午後 5 時30分まで	平日	2,550円
	日曜日、土曜日及び休日	3,000円
午後 1 時から午後 5 時まで	平日	5,100円
	日曜日、土曜日及び休日	6,000円
午後 6 時から午後10時まで	平日	8,500円
	日曜日、土曜日及び休日	10,000円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前 9 時から午後 5 時まで	1 日	大人	400円
		高齢者	200円
		障害者	200円
午後 6 時から午後 10 時まで	平日		5,460円
	日曜日、土曜日及び休日		6,530円

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前 9 時から午後 5 時まで	1 回	大人	400円
		高齢者	200円
		障害者	200円
午後 6 時から午後 10 時まで	平日		8,500円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前 9 時から正午まで	平日	3,300円
	日曜日、土曜日及び休日	3,900円

午後 1 時から午後 5 時まで	平日	5,100円
	日曜日、土曜日及び休日	6,000円
午後 6 時から午後10時まで	平日	8,500円
	日曜日、土曜日及び休日	10,000円

娯楽室

利用者	単位	利用料金
大人	1 日	400円
高齢者		200円
障害者		200円

運動室



後10時まで	日曜日、土曜日及び休日	10,000円
--------	-------------	---------

付帯設備(温水シャワー室)	1回5分以内	100円
---------------	--------	------

備考

- 1 娯楽室の午前9時から午後5時までの利用及び運動室の午前9時から午後5時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 2 交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後6時から午後10時までの利用及び運動室の午後6時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人又は区内に事務所を有する法人その他の団体若しくは区内に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第4（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	4,900円
	日曜日、土曜日及び休日	5,800円
午後1時30分から午後5時まで	平日	6,650円
	日曜日、土曜日及び休日	7,870円
午後6時から午後10時まで	平日	12,700円
	日曜日、土曜日及び休日	15,000円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	4,900円

種別	利用者	単位	利用料金
運動室	大人	1回	400円
	高齢者		200円
	障害者		200円
付帯設備(温水シャワー室)		1回5分以内	100円

備考

- 1 交流室の午前9時から午後4時30分までの利用、娯楽室の利用及び運動室の利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 2 交流室の午後6時から午後10時までの利用及び多目的室の利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人又は区内に事務所を有する法人その他の団体若しくは区内に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第4（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後4時30分まで		大人	300円
		高齢者	
		障害者	
午後6時から午後10時まで	平日		12,700円
	日曜日、土曜日及び休日		15,000円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	4,900円

	日曜日、土曜日及び休日	5,800円
午後 1時から午後 3時 まで	平日	3,800円
	日曜日、土曜日及び休日	4,500円
午後 3時30分から午後 5時30分まで	平日	3,800円
	日曜日、土曜日及び休日	4,500円
午後 1時から午後 5時 まで	平日	7,600円
	日曜日、土曜日及び休日	9,000円
午後 6時から午後10時 まで	平日	12,700円
	日曜日、土曜日及び休日	15,000円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前 9時から午後 5時まで	1日	大人	600円
		高齢者	
		障害者	
午後 6時から午後 10時まで	平日		8,190円
		日曜日、土曜日及び 休日	9,790円

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前 9時から午 後 5時まで	1回	大人	600円
		高齢者	
		障害者	
午後 6時から午 後10時まで	平日		12,700円
		日曜日、土曜日 及び休日	15,000円

	日曜日、土曜日及び休 日	5,800円
--	-----------------	--------

午後 1時から午後 5時ま で	平日	7,600円
	日曜日、土曜日及び休 日	9,000円
午後 6時から午後10時ま で	平日	12,700円
	日曜日、土曜日及び休 日	15,000円

娯楽室

利用者	単位	利用料金
大人	1日	600円
高齢者		
障害者		

運動室

種別	利用者	単位	利用料金
----	-----	----	------

附帯設備(温水シャワー室)	1回5分以内	100円
---------------	--------	------

備考

- 1 娯楽室の午前9時から午後5時までの利用及び運動室の午前9時から午後5時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 2 交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後6時から午後10時までの利用及び運動室の午後6時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人又は区外に事務所を有する法人その他の団体若しくは区外に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 3 この表において「休日」とは、別表第3備考第3号に規定する休日をいう。

別表5（第22条関係）

附帯設備	単位	金額
カラオケ機器	1台	3,000円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3及び別表第4の改正規定（別表第3多目的室の部及び別表第4多目的室の部に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

運動室	大人	1回	600円
	高齢者		
	障害者		
附帯設備(温水シャワー室)	1回5分以内		100円

備考

- 1 交流室の午前9時から午後4時30分までの利用、娯楽室の利用及び運動室の利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 2 交流室の午後6時から午後10時までの利用及び多目的室の利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人又は区外に事務所を有する法人その他の団体若しくは区外に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。